

“介護分野就職支援金”のご利用にあたって…

【概要】

これまで他業種で働いていた方等の「介護分野における介護職」としての就労を支援するため、奈良県内で就職する際に必要な経費の貸付を行い、より幅広く新たな人材を確保することを目的とします。

I. 就職支援金…貸付限度額：20万円以内（1回限り）、使用用途は以下1～6のとおり

1. 子どもの託児先を探す際の活動経費（交通費）
2. 介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入経費
3. 介護業務に係る被服、靴、文具、用具等の購入経費
4. 就職に係る転居費用並びに、入居先の敷金・礼金等の支払経費
（就職に関係のない転居の場合は返還対象となります。）
5. 通勤用自転車、又はバイクの購入経費
6. その他、奈良県社会福祉協議会会長が就職する際に必要であると認める経費

II. 貸付対象者（以下、次の全てを満たすこと）

1. 奈良県内で介護職として就職する者（提出期限：就労開始日より1ヶ月以内）
2. 高齢者介護（職）未経験の者
3. 公的職業訓練機関や地方公共団体、民間企業等が行っている「介護職員初任者研修」以上の研修を修了した者。

なお、就職と同時に上に定める研修を受講する者については、研修終了日から1ヶ月以内に研修修了証⑤を提出すること。

期限内に研修修了証⑤の提出が無い場合、正当な理由がある場合を除き、支援金の貸付を辞退したものとみなされます。

※介護職員初任者研修等の研修とは、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修。

4. 介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設、第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（介護職員等）として週20時間以上就労した者、若しくは就労を予定している者。
5. 利用計画書（様式第1号-2）を申請時に提出した者
6. 他の都道府県を含め、介護福祉士等修学資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業により貸付けを受けた者を除く。

III. 貸付金の返還免除

全額免除要件：奈良県内で「介護職員等」として就労した日から、以後2年間（在職期間が通算730日以上で、かつ、業務に従事した期間が360日以上）継続してその業務に従事した場合。

：死亡又は心身の故障により従事できなくなった場合。

一部免除要件：奈良県内で「介護職員等」として就労した日から、以後180日以上従事した場合。

※免除額＝借入金額×勤務した月数÷24ヶ月

IV. 貸付金の返還

1. 貸付契約が解除された場合
2. 奈良県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなった(従事しなかった)場合
3. 業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなった場合
4. その他、定める期限内に必要な書類(研修修了証[㊦]、従事期間証明書等)の提出がない場合
※当該事由が生じた日の属する月の翌月から一括もしくは分割により返還して頂きます。

V. 貸付金の返還猶予

奈良県内において介護職員等の業務に従事している期間、災害、疾病、負傷、産休・育休等、「その他やむを得ない事由」により業務に従事できない場合、一定期間の返還猶予が可能です。

＝申請から貸付・免除までの流れ＝

1. 貸付申請書類の提出

介護職員等として就労するにあたり、奈良県内のハローワーク(公共職業安定所)への求職登録、または奈良県福祉人材センターへの届出、若しくは求職登録が必要となります。

※借入申請には、連帯保証人を立てること。

連帯保証人は、申請者が未成年者の場合は法定代理人、申請者が成人の場合は世帯を別にする者で申請時において65歳未満であり、債務を負担できる資力を有する者としてします。

提出書類	留意事項
<ul style="list-style-type: none">• 借入申請書(様式第1号-1)• 振込先金融機関の通帳[㊥]• 住民票[㊥](申請者、連帯保証人)• 所得証明書[㊥](連帯保証人)• 誓約書(申請者、連帯保証人)	<p>※申請書には印鑑登録証明書の印を使用すること</p> <p>※通帳[㊥]は、振込先金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の送金指定口座(支店名、預金種別、口座番号、名義/フリガナが記載されている部分)</p> <p>※住民票[㊥]は、世帯全員分・世帯主名と続柄(個人番号不要)</p> <p>※誓約書は、申請者と連帯保証人(印鑑登録印)の連署</p>
利用計画書(様式第1号-2)	※領収証の添付は不要。金額の内訳は確認します。
<ul style="list-style-type: none">• 業務従事届(様式第8号)又は• 雇用契約書等の[㊥]	<p>※就労している場合は、業務従事届を提出。就労している法人・事業所(従事先)の代表者の証明。</p> <p>※内定の場合は雇用契約書等の[㊥]を提出(業務内容が記載されていること)</p>
研修修了証 [㊦]	※就職時に指定研修を受講する場合、修了時に研修修了証 [㊦] を速やかに提出すること(終了後、1ヶ月以内)



2. 貸付決定通知

本会が、適正な申請であると認めた場合、決定通知書（様式第2号）により通知します。



3. 借用証書・返還猶予申請書の提出

提出書類	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> • 借用証書（様式第4号） • 印鑑登録証明書 ※申請者、連帯保証人各1通 • 業務従事届（内定の段階で申請した方） • 返還猶予申請書（様式第11号） 	<ul style="list-style-type: none"> ※借用書(様式第4号)に貼付する収入印紙に、申請者が割印すること ※収入印紙の貼付…貸付金10万円以下：200円 …貸付金10万円超：400円 ※申請者が未成年である場合、連帯保証人は法定代理人であり、奈良県内に住所を有し保証能力のある者 ※申請者及び連帯保証人の印鑑は、印鑑登録証明書のもの(発行から3ヶ月以内) ※提出書類は、「2. 貸付決定通知」の到着後、速やかに送付すること



4. 支援金の貸付

申請者の指定口座に送金します。



5. 猶予承認



6. 就業状況の確認(従事期間証明書を提出：毎年4月30日まで)

提出書類	留意事項
従事期間証明書（様式第10号）	※「全額免除」に至るまで、毎年4月1日の就業状況を勤務先で証明→4月30日までに提出すること



7. 返還免除の申請

提出書類	留意事項
返還免除申請書（様式第7号）	※奈良県内で介護職員等の業務に2年間従事（従事日数360日以上）した時点で申請が可能となります。 ※2年に満たない場合であっても1年以上（従事日数180日以上）従事すると申請により貸付金の一部を免除出来る場合があります。
従事期間証明書（様式第10号）	※勤務先で証明



8. 返還免除通知(契約終了)

本会が、免除申請書を受理した後、免除決定通知書を送付。

＝その他、変更等があった場合の手続き

● 産休、育休又は休職

提出書類	留意事項
返還猶予申請書（様式第11号）	※災害、疾病、負傷及び産休・育休中等、その他、やむを得ない理由が発生した場合(医師の診断書、証明書、申請理由に係る証明書類等を添付) ※業務従事期間には算入されません。

● その他の手続きについて

変更等事由	提出書類
氏名・住所等を変更した場合	○氏名等変更届（様式第5号） ○変更内容が確認できる公的書類（住民票等）
連帯保証人死亡等により保証人を変更する場合	○氏名等変更届（様式第5号） ○印鑑登録証明書
借受人が死亡、又は障害により貸付額の返還ができなくなった場合	返還の債務の全部又は一部免除 ○返還免除申請書（様式第7号）

<p>職場を変更した場合</p>	<p>○業務従事先変更届（様式第9号） ○退職した従事先（職場）から …業務従事期間証明書（様式第10号） ○新しく就職した従事先（職場）から …業務従事届（様式第8号）</p> <p>※退職してから1か月以内に上記の書類を提出して下さい。転職までに期間が空いた場合は返還対象となります。</p>
<p>介護分野における介護職に従事しなくなった場合</p>	<p>○退職した職場…業務従事期間証明書（様式第10号） ○退職証明書</p>
<p>支援金借入後に辞退する場合</p>	<p>○辞退届（様式第6号） ○債務承認書</p>

※変更等があったときは、速やかに必要書類を提出してください。

提出先：社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会/生活支援課
〒634-0061 橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター
TEL：0744-29-0100
H P： <https://nara-shakyo.jp/>